

高山市告示第83号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項の規定により次の放置自動車を除却し、保管したので、同条第5項の規定により公示する。

令和8年8月10日

高山市長 田 中 明

記

1 放置自動車の名称等

登録のない車両（ナンバープレートのない車両） 3台

- ・普通自動車 シボレー アストロ 白色
- ・軽自動車 ミツビシ トッポ 青・銀色
- ・軽自動車 スズキ ワゴンR 銀色

2 放置されていた場所 高山市下林町1165番地10 中山公園第一駐車場

3 除却した日時 令和8年8月10日 午後3時

4 保管を始めた日時 令和8年8月10日 午後3時

5 保管の場所 高山市下林町1165番地10 中山公園第一駐車場

6 返還を受けるために必要な事項

返還を受けようとする所有者は、返還を受けるべき所有者であることを証する物を提示しなければならない

7 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても保管した放置自動車（この告示の日から起算して2週間を経過してもなお当該放置自動車を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該放置自動車を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該放置自動車等の所有権は、本市に帰属する。